

仙北市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方税及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、仙北市市税条例の改正が必要となったものです。

2 主な改正内容等

（1）個人住民税について

- ・給与所得控除の最低保証額を65万円（現行55万円）に引上げ
- ・大学生年代の子等に関する特別控除の創設（控除額最高45万円）
- ・扶養親族等に係る所得要件を58万円（現行48万円）に引上げ

（2）固定資産税について

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるとしたもの

（3）軽自動車税について

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とするもの

3 施行期日

令和7年4月1日